

保健省

公文書N o 8 9 7 / B Y T - M T

子供の有する家庭における医療隔離に関するガイダンスの概要仮訳

1. 5歳以上かつ15歳未満のグループについて、)最初の7日間は、施設における集中的な医療隔離を実施。続いて、COVID-19に関する検査を3回実施して、いずれも陰性であり、かつ下記5.の要件を満たしている場合、自宅隔離となる。

2. 5歳未満の子供は、最初から自宅隔離が可能だが、同様に以下5.の要件を満たす必要がある。

3. 15歳未満の子どもが自宅で隔離されるための要件は、以下の2つ。

(1) 1つ目の要件は、隔離期間中、子供は健康な人によって世話をされ、監督される必要がある。また、高齢者は子供と同じ家に滞在させない。介護をする者(介護者)は、隔離用の部屋を出たり、家族、部外者、ペットに接触しない。また介護者には、個別の食事が提供される。介護者は、医療用マスク、医療用手袋、靴、ゴーグル、衣類など、必要に応じて使用できる十分な個人用保護具を備えておく必要がある。

(2) 2つ目の要件は、別荘、テラスハウス、一軒家などの独立している家の場合である。なお入り口の扉には、背景が赤色の札に「COVID-19 予防対策用の隔離医療の場所」という文字が黄色で記入されている警告札が必要。

(3) 地方の関係当局は、緊密に監視及び監督するとともに、少なくとも3日に1回、そして最終日の14日目に子供と介護者の検体を採取する責任がある。省及び市の疾病予防センター又はCOVID-19の検査機関として指定された施設に検体は送付される。